

新（修正後）	旧（修正前）																																																
<p>I 総則</p> <p>4. 遵守すべき法規制、適用基準等</p> <p>4.2. 要綱・各種基準等 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事副産物適正処理推進要綱 <u>廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</u> 下水道施設の耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（（公社）日本下水道協会） 	<p>I 総則</p> <p>4. 遵守すべき法規制、適用基準等</p> <p>4.2. 要綱・各種基準等 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事副産物適正処理推進要綱 下水道施設の耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（（公社）日本下水道協会） 																																																
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>1. 基本的要件</p> <p>1.1. 立地条件</p> <p style="text-align: center;">表 II-1 対象施設の所在地と立地条件</p> <table border="1" data-bbox="170 799 1061 1442"> <thead> <tr> <th>概</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>大阪府茨木市宮島三丁目地内</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>都市計画区域内</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td>防火地域</td> <td>準防火地域</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約 225,800 m²（処理場全体） 焼却炉施設事業用地(※1)：約 880 m² 汚泥貯留施設事業用地(※2)：約 850 m² 脱水施設：既存脱水施設用地内において設備更新 <u>(※1)電気設備及び一部の機械設備は、別途示す既存施設内に設置することも可能とする。</u> <u>(※2)汚泥貯留施設は、焼却炉施設事業用地に設置することも可能とする。ただし、焼却炉施設と完全に独立した構造とし、それぞれ単独で撤去・更新できること。</u></td> </tr> <tr> <td>容積率</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>第三種区域（準工業地域）</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>第二種区域（準工業地域）</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>規制あり（臭気指数）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>第五種高度地区</td> </tr> </tbody> </table>	概	要	所在地	大阪府茨木市宮島三丁目地内	都市計画区域	都市計画区域内	用途地域等	準工業地域	防火地域	準防火地域	敷地面積	約 225,800 m ² （処理場全体） 焼却炉施設事業用地(※1)：約 880 m ² 汚泥貯留施設事業用地(※2)：約 850 m ² 脱水施設：既存脱水施設用地内において設備更新 <u>(※1)電気設備及び一部の機械設備は、別途示す既存施設内に設置することも可能とする。</u> <u>(※2)汚泥貯留施設は、焼却炉施設事業用地に設置することも可能とする。ただし、焼却炉施設と完全に独立した構造とし、それぞれ単独で撤去・更新できること。</u>	容積率	200%	建ぺい率	60%	騒音	第三種区域（準工業地域）	振動	第二種区域（準工業地域）	悪臭	規制あり（臭気指数）	その他	第五種高度地区	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>1. 基本的要件</p> <p>1.1. 立地条件</p> <p style="text-align: center;">表 II-1 対象施設の所在地と立地条件</p> <table border="1" data-bbox="1189 799 2080 1442"> <thead> <tr> <th>概</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>大阪府茨木市宮島三丁目地内</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>都市計画区域内</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td>防火地域</td> <td>準防火地域</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約 225,800 m²（処理場全体） 焼却炉施設事業用地*：約 880 m² 汚泥貯留施設事業用地：約 850 m² 脱水施設：既存脱水施設用地内において設備更新 *電気設備及び一部の機械設備は、別途示す既存施設内に設置することも可能とする。</td> </tr> <tr> <td>容積率</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>第三種区域（準工業地域）</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>第二種区域（準工業地域）</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>規制あり（臭気指数）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>第五種高度地区</td> </tr> </tbody> </table>	概	要	所在地	大阪府茨木市宮島三丁目地内	都市計画区域	都市計画区域内	用途地域等	準工業地域	防火地域	準防火地域	敷地面積	約 225,800 m ² （処理場全体） 焼却炉施設事業用地*：約 880 m ² 汚泥貯留施設事業用地：約 850 m ² 脱水施設：既存脱水施設用地内において設備更新 *電気設備及び一部の機械設備は、別途示す既存施設内に設置することも可能とする。	容積率	200%	建ぺい率	60%	騒音	第三種区域（準工業地域）	振動	第二種区域（準工業地域）	悪臭	規制あり（臭気指数）	その他	第五種高度地区
概	要																																																
所在地	大阪府茨木市宮島三丁目地内																																																
都市計画区域	都市計画区域内																																																
用途地域等	準工業地域																																																
防火地域	準防火地域																																																
敷地面積	約 225,800 m ² （処理場全体） 焼却炉施設事業用地(※1)：約 880 m ² 汚泥貯留施設事業用地(※2)：約 850 m ² 脱水施設：既存脱水施設用地内において設備更新 <u>(※1)電気設備及び一部の機械設備は、別途示す既存施設内に設置することも可能とする。</u> <u>(※2)汚泥貯留施設は、焼却炉施設事業用地に設置することも可能とする。ただし、焼却炉施設と完全に独立した構造とし、それぞれ単独で撤去・更新できること。</u>																																																
容積率	200%																																																
建ぺい率	60%																																																
騒音	第三種区域（準工業地域）																																																
振動	第二種区域（準工業地域）																																																
悪臭	規制あり（臭気指数）																																																
その他	第五種高度地区																																																
概	要																																																
所在地	大阪府茨木市宮島三丁目地内																																																
都市計画区域	都市計画区域内																																																
用途地域等	準工業地域																																																
防火地域	準防火地域																																																
敷地面積	約 225,800 m ² （処理場全体） 焼却炉施設事業用地*：約 880 m ² 汚泥貯留施設事業用地：約 850 m ² 脱水施設：既存脱水施設用地内において設備更新 *電気設備及び一部の機械設備は、別途示す既存施設内に設置することも可能とする。																																																
容積率	200%																																																
建ぺい率	60%																																																
騒音	第三種区域（準工業地域）																																																
振動	第二種区域（準工業地域）																																																
悪臭	規制あり（臭気指数）																																																
その他	第五種高度地区																																																

新（修正後）	旧（修正前）																
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>1. 基本的要件</p> <p>1.6. 公害防止基準</p> <p>(1) 大気汚染防止法</p> <p style="text-align: center;">表 II-2 排出基準に係る地域区分</p> <table border="1" data-bbox="174 448 1059 727"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区</td> <td>大阪市、堺市（美原区以外）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石氏、東大阪市、<u>四條畷市</u>、交野市、忠岡町</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	市町村	A地区	大阪市、堺市（美原区以外）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石氏、東大阪市、 <u>四條畷市</u> 、交野市、忠岡町	B地区	堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町	C地区	能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>1. 基本的要件</p> <p>1.6. 公害防止基準</p> <p>(1) 大気汚染防止法</p> <p style="text-align: center;">表 II-2 排出基準に係る地域区分</p> <table border="1" data-bbox="1176 448 2060 727"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区</td> <td>大阪市、堺市（美原区以外）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石氏、東大阪市、<u>四條畷市</u>、交野市、忠岡町</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	市町村	A地区	大阪市、堺市（美原区以外）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石氏、東大阪市、 <u>四條畷市</u> 、交野市、忠岡町	B地区	堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町	C地区	能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村
地域区分	市町村																
A地区	大阪市、堺市（美原区以外）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石氏、東大阪市、 <u>四條畷市</u> 、交野市、忠岡町																
B地区	堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町																
C地区	能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村																
地域区分	市町村																
A地区	大阪市、堺市（美原区以外）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石氏、東大阪市、 <u>四條畷市</u> 、交野市、忠岡町																
B地区	堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、岬町																
C地区	能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村																
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.3. 設計業務に関する一般的事項</p> <p>(略)</p> <p>2) 設計業務体制</p> <p>受注者は、設計業務の実施に当たり、<u>「I 3. 業務実施に係る配置技術者」</u>に示す技術者を配置すること。</p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.3. 設計業務に関する一般的事項</p> <p>(略)</p> <p>2) 設計業務体制</p> <p>受注者は、設計業務の実施に当たり、<u>「実施方針」</u>に示す技術者を配置すること。</p>																

新（修正後）	旧（修正前）												
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.4. 建設業務に関する事項</p> <p>2.4.2. 機械・電気に関する事項</p> <p>(2) 特記事項</p> <p>1) 機器の製作 (略)</p> <p>・機器の形式、材質及び塗装等は、メーカー仕様でも可とするが、その場合は、維持管理性や耐久性及び使用実績等について、<u>設計業務の段階で</u>発注者と協議の上、確認を得るものとする。</p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.4. 建設業務に関する事項</p> <p>2.4.2. 機械・電気に関する事項</p> <p>(2) 特記事項</p> <p>1) 機器の製作 (略)</p> <p>・機器の形式、材質及び塗装等は、メーカー仕様でも可とするが、その場合は、維持管理性や耐久性及び使用実績等について、<u>事前に</u>発注者と協議の上、確認を得るものとする。</p>												
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.6. 取合等に関する条件</p> <p>2) 脱水ケーキの取り合い条件</p> <p style="text-align: center;">表 II-15 脱水ケーキ取り合い条件</p> <table border="1" data-bbox="129 986 1099 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取り合い条件</td> <td> ①既設脱水ケーキ圧送配管 ・No.1 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ・No.2 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ②既設1号焼却炉定量フィーダ ・1号焼却炉投入用配管（本事業で設置） </td> </tr> <tr> <td>取合設備等</td> <td> 既設脱水ケーキ圧送管との分岐に必要な既設配管の改造及び切換え弁等は、本事業で設置すること。 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等は、本事業で設置すること。 <u>既設1号焼却炉の停止可能期間は約2か月間とする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	取り合い条件	①既設脱水ケーキ圧送配管 ・No.1 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ・No.2 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ②既設1号焼却炉定量フィーダ ・1号焼却炉投入用配管（本事業で設置）	取合設備等	既設脱水ケーキ圧送管との分岐に必要な既設配管の改造及び切換え弁等は、本事業で設置すること。 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等は、本事業で設置すること。 <u>既設1号焼却炉の停止可能期間は約2か月間とする。</u>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.6. 取合等に関する条件</p> <p>2) 脱水ケーキの取り合い条件</p> <p style="text-align: center;">表 II-15 脱水ケーキ取り合い条件</p> <table border="1" data-bbox="1135 986 2105 1347"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取り合い条件</td> <td> ①既設脱水ケーキ圧送配管 ・No.1 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ・No.2 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ②既設1号焼却炉定量フィーダ ・1号焼却炉投入用配管（本事業で設置） </td> </tr> <tr> <td>取合設備等</td> <td> 既設脱水ケーキ圧送管との分岐に必要な既設配管の改造及び切換え弁等は、本事業で設置すること。 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等は、本事業で設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	取り合い条件	①既設脱水ケーキ圧送配管 ・No.1 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ・No.2 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ②既設1号焼却炉定量フィーダ ・1号焼却炉投入用配管（本事業で設置）	取合設備等	既設脱水ケーキ圧送管との分岐に必要な既設配管の改造及び切換え弁等は、本事業で設置すること。 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等は、本事業で設置すること。
項目	内容												
取り合い条件	①既設脱水ケーキ圧送配管 ・No.1 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ・No.2 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ②既設1号焼却炉定量フィーダ ・1号焼却炉投入用配管（本事業で設置）												
取合設備等	既設脱水ケーキ圧送管との分岐に必要な既設配管の改造及び切換え弁等は、本事業で設置すること。 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等は、本事業で設置すること。 <u>既設1号焼却炉の停止可能期間は約2か月間とする。</u>												
項目	内容												
取り合い条件	①既設脱水ケーキ圧送配管 ・No.1 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ・No.2 脱水ケーキ圧送配管 350A 輸送量 5.6t/h×最大圧力 4.8MPa ②既設1号焼却炉定量フィーダ ・1号焼却炉投入用配管（本事業で設置）												
取合設備等	既設脱水ケーキ圧送管との分岐に必要な既設配管の改造及び切換え弁等は、本事業で設置すること。 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等は、本事業で設置すること。												

新（修正後）		旧（修正前）	
8) 排水に関する条件		8) 排水に関する条件	
表 II-21 排水取り合い条件		表 II-21 排水取り合い条件	
項目	内容	項目	内容
排水接続先	①脱水設備 ・排水集合管 φ400 DCIP（脱水機棟 2F→B1F 脱水分離液槽） ②2号焼却炉 ・場内排水樹 ×2 （2号焼却炉用地内） ③汚泥貯留施設 ・脱水機棟 排水集合管 φ400 DCIP（脱水機棟 2F→B1F 脱水分離液槽）	排水接続先	①脱水設備 ・排水集合管 φ400 DCIP（脱水機棟 2F→B1F 脱水分離液槽） ②2号焼却炉 ・場内排水樹 ×2 （2号焼却炉用地内） ③汚泥貯留施設 ・脱水機棟 排水集合管 φ400 DCIP（脱水機棟 2F→B1F 脱水分離液槽）
排水水質	<u>上記の排水接続先の施設（樹、配管等）に腐食や閉塞、堆積等の影響を与えないように配慮すること。</u>	排水水質	<u>下水道への排水基準を超過しないこと。</u>
取合設備等	排水地点までの排水に必要な設備は、本事業で設置すること。	取合設備等	排水地点までの排水に必要な設備は、本事業で設置すること。
9) 脱臭に関する条件		9) 脱臭に関する条件	
(略)		(略)	
①脱水設備		①脱水設備	
本事業において新たに発生する臭気は、脱水機棟内の既存脱臭ダクトに接続とする。		本事業において新たに発生する臭気は、脱水機棟内の既存脱臭ダクトに接続とする。 <u>ただし、外部汚泥受入施設で発生する臭気は、1号焼却炉の脱臭ダクトにも接続とする。</u>	

新（修正後）	旧（修正前）												
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.7. 既存施設の撤去・改築等に関する条件</p> <p>2.7.1. 機械設備に関する条件</p> <p>脱水設備設計建設において撤去対象となる機械設備の主要機器は、別紙3に示すとおりとする。<u>ただし、撤去対象外の機器や配管等との共通部分に関しては、発注者と協議するものとする。</u></p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.7. 既存施設の撤去・改築等に関する条件</p> <p>2.7.1. 機械設備に関する条件</p> <p>脱水設備設計建設において撤去対象となる機械設備の主要機器は、別紙3に示すとおりとする。</p>												
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.1. 焼却炉施設</p> <p>8) 脱臭設備 (略)</p> <p>2号焼却炉の点検整備に伴う停止期間においては、既設1号焼却炉の活性炭脱臭設備及び既設脱水施設脱臭設備で臭気ガスを脱臭処理できるようにダクトを接続すること。</p> <p><u>なお、脱臭設備の設計に用いる原臭濃度は、下表のとおりとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>表 II-22 原臭濃度</u></p> <table border="1" data-bbox="129 1125 1097 1252" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>硫化水素 (ppm)</th> <th>メチルメルカプタン (ppm)</th> <th>硫化メチル (ppm)</th> <th>二硫化メチル (ppm)</th> <th>アンモニア (ppm)</th> <th>臭気濃度 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">100,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>9) 用役設備</p>	硫化水素 (ppm)	メチルメルカプタン (ppm)	硫化メチル (ppm)	二硫化メチル (ppm)	アンモニア (ppm)	臭気濃度 (ppm)	30	3.0	0.4	0.4	2	100,000	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.1. 焼却炉施設</p> <p>8) 脱臭設備 (略)</p> <p>2号焼却炉の点検整備に伴う停止期間においては、既設1号焼却炉の活性炭脱臭設備及び既設脱水施設脱臭設備で臭気ガスを脱臭処理できるようにダクトを接続すること。</p> <p>(略)</p> <p>9) 用役設備</p>
硫化水素 (ppm)	メチルメルカプタン (ppm)	硫化メチル (ppm)	二硫化メチル (ppm)	アンモニア (ppm)	臭気濃度 (ppm)								
30	3.0	0.4	0.4	2	100,000								

新（修正後）	旧（修正前）
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.2. 脱水施設</p> <p>4) 脱水機洗浄設備</p> <p>（略）</p> <p>（ウ）構造等：</p> <p>① （略）</p> <p>② 脱水機洗浄設備は、予備機を設けること。ただし、既存の<u>洗浄</u>ポンプを予備機として使用することも可能とする。</p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.2. 脱水施設</p> <p>4) 脱水機洗浄設備</p> <p>（略）</p> <p>（ウ）構造等：</p> <p>① （略）</p> <p>② 脱水機洗浄設備は、予備機を設けること。ただし、既存の<u>薬品供給</u>ポンプを予備機として使用することも可能とする。</p>
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.3. 汚泥貯留施設</p> <p>3) 脱臭設備</p> <p>本設備は、汚泥貯留施設内で発生する臭気を脱臭処理するためのものである。</p> <p><u>なお、脱臭設備の設計に用いる原臭濃度は、「表 II-22 原臭濃度」のとおりとする。</u></p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.3. 汚泥貯留施設</p> <p>3) 脱臭設備</p> <p>本設備は、汚泥貯留施設内で発生する臭気を脱臭処理するためのものである。</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>4. 電気設備に関する要求水準</p> <p>4.1. 焼却炉施設</p> <p>4.1.4. 監視制御設備及び負荷設備</p> <p>(1) プロセスコントローラ、補助継電器盤、コントロールセンタ (略)</p> <p>3) その他</p> <p>2号焼却設備の運転に必要な運転条件など既設電気設備との通信が必要な項目については、受注者にて検討した結果により必要な信号項目を提示すること。既設電気設備機能増設は発注者にて機器仕様書作成及び施工を行う。</p> <p><u>脱水施設及び汚泥貯留施設等とインターロック等信号授受が必要な場合の配線配管施工は受注者が行うこと。ただし、端子の繋ぎこみについては発注者が行うものとする。</u></p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>4. 電気設備に関する要求水準</p> <p>4.1. 焼却炉施設</p> <p>4.1.4. 監視制御設備及び負荷設備</p> <p>(1) プロセスコントローラ、補助継電器盤、コントロールセンタ (略)</p> <p>3) その他</p> <p>2号焼却設備の運転に必要な運転条件など既設電気設備との通信が必要な項目については、受注者にて検討した結果により必要な信号項目を提示すること。既設電気設備機能増設は発注者にて機器仕様書作成及び施工を行う。</p>
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>4. 電気設備に関する要求水準</p> <p>4.1. 焼却炉施設</p> <p>4.1.5. 計測設備</p> <p>(1) 計測機器 (略)</p> <p>受注者は、適切な維持管理及び運営に資するため、以下の項目について毎日計量できる設備を設けること。</p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>4. 電気設備に関する要求水準</p> <p>4.1. 焼却炉施設</p> <p>4.1.5. 計測設備</p> <p>(1) 計測機器 (略)</p> <p>受注者は、適切な維持管理及び運営に資するため、以下の項目について毎日計量できる設備を設けること。<u>計量器は、構造及び検査等について計量法に準じた設備とすること。</u></p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>6. 試運転及び性能試験</p> <p>6.1. 試運転</p> <p>（略）</p> <p>2)受注者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、発注者の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本施設の試運転を開始する。試運転の期間は、次に規定する性能試験を含め、1ヶ月程度とする。ただし、焼却灰の処分先は「フェニックス」を予定しており、受入審査に3～4週間かかることを<u>考慮し、受注者の責任と費用において飛散しない状態で保管すること。</u>また、単体・組合せ試験は、試運転開始1ヶ月前程度から行うものとする。なお、性能試験期間中に発注者の立会検査を受けるものとする。</p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>6. 試運転及び性能試験</p> <p>6.1. 試運転</p> <p>（略）</p> <p>2)受注者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、発注者の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本施設の試運転を開始する。試運転の期間は、次に規定する性能試験を含め、1ヶ月程度とする。ただし、焼却灰の処分先は「フェニックス」を予定しており、受入審査に3～4週間かかることを<u>考慮すること。</u>また、単体・組合せ試験は、試運転開始1ヶ月前程度から行うものとする。なお、性能試験期間中に発注者の立会検査を受けるものとする。</p>
<p>III 点検整備業務に関する事項</p> <p>2. 点検整備業務の要求水準</p> <p>2.1. 保全管理業務</p> <p>2.1.1. 機械設備点検整備業務</p> <p>機械設備点検整備業務は、本事業で設置した機械設備について、劣化部品・消耗品の交換を含む定期的な点検整備を行い、適正かつ安全な運転状態を維持できるようにするとともに、故障等の不具合が発生しないよう管理するものである。また、必要に応じて法令等に定める性能検査及び自主点検を含むものとする。</p> <p><u>なお、ダイオキシン類ばく露防止等の対策措置（作業環境測定を含む。）は、受注者が行うものとする。</u></p>	<p>III 点検整備業務に関する事項</p> <p>2. 点検整備業務の要求水準</p> <p>2.1. 保全管理業務</p> <p>2.1.1. 機械設備点検整備業務</p> <p>機械設備点検整備業務は、本事業で設置した機械設備について、劣化部品・消耗品の交換を含む定期的な点検整備を行い、適正かつ安全な運転状態を維持できるようにするとともに、故障等の不具合が発生しないよう管理するものである。また、必要に応じて法令等に定める性能検査及び自主点検を含むものとする。</p>

新（修正後）	旧（修正前）
<p>III 点検整備業務に関する事項</p> <p>2. 点検整備業務の要求水準</p> <p>2.1. 保全管理業務</p> <p>2.1.2. 電気設備点検整備業務</p> <p>（略）</p> <p>③復旧作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期診断後、設備の復旧を行うこと。また、必要な技術員を派遣すること。 	<p>III 点検整備業務に関する事項</p> <p>2. 点検整備業務の要求水準</p> <p>2.1. 保全管理業務</p> <p>2.1.2. 電気設備点検整備業務</p> <p>（略）</p> <p>③復旧作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期診断後、設備の復旧を行うこと。また、必要な技術員を派遣すること。 ・<u>復旧作業に必要な部品等は発注者が保管する予備品を使用すること。必要な部品等が予備品に含まれない場合は、受注者により調達すること。</u> ・<u>発注者が保管する予備品を使用して復旧した場合、障害発生品は修理後、発注者に納入すること。</u> ・<u>受注者が調達した部品等を使用して復旧した場合、障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し、復旧すること。</u> ・<u>障害発生品の修理が不可能な場合は、受注者が調達した部品等により復旧するものとし、障害発生品等は適正に処分するものとする。</u>